

平成28年(ワ)第468号, 平成29年(ワ)第212号

原告 小坂正則 外

被告 四国電力株式会社

平成30年11月1日

大分地方裁判所

民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

意見陳述書

本日は、9月28日になされた仮処分決定後の最初の口頭弁論期日であり、同決定の論旨を踏まえたうえで、今後の本件訴訟の審理の在り方について、原告らの意見を申し述べたいと思います。

1 法的判断枠組みにおける「社会通念論」の位置づけについて

今回の仮処分決定は、他の多くの原発に関する司法判断と同じく、原発の安全性判断の法的枠組みにおける判断基準として、いわゆる社会通念論を採用しました。

しかしながら、これまでも再三申上げてきたとおり、本件において、社会通念論を適用することには、以下のような、看過できない誤りがあります。

第1に、本件は、憲法13条が保障する、原告らの生命、健康、平穏なる生活等の侵害の有無が問われている事案であり、その侵害が許されるかどうかを社会通念に委ねることは、憲法が許さないところだということです。このことは、ハンセン病隔離政策を例にとり、これまでも何度か指摘してきましたが、今回の仮処分決定においては、全く顧みられておりませんでした。

裁判所には、国民の多数であっても、憲法13条の権利を侵害することは許されないという、この大原則を守り抜く責務があるはずです。

第2に、その社会通念の内容を、立法府に委ねられるとすることは、誤りだということです。

その誤りは、次の2点において顕著です。

1つは、憲法が司法に与えた法令審査権を放棄することになるということです。

申すまでもないことですが、憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則、又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する」と定めています。裁判所には、国会が、福島第一原子力発電所の事故を受けて、二度とあのような悲惨極まる事故が発生しないために万全の法規制を行ったといえるのかどうかを、自ら判断する責務を憲法によって付与されているのです。

もう1つの問題は、私たち国民の側は、原発の再稼働を認めるかどうかを直接の争点とした国政選挙をいまだかつて一度もしておらず、したがって、この問題についての主権者としての判断を国会に委ねたことは一度もないということです。このことは、民主的代議制度が採用されているということによって、正当化されるものではありません。

したがって、立法政策が社会通念であると判断することは全くの誤りです。

第3の問題は、社会通念と報道機関の実施する世論調査の結果との関係の問題です。

社会通念と称する以上、社会を構成する者(本件でいえば、国民ないし日本国に住んでいる者)の意識、価値判断と無関係に存在していると考えすることは出来ないはずで

この点も再三指摘してきましたが、福島第一原子力発電所の事故以後に実施された報道機関による、各種世論調査の結果において、原発の再稼働を容認する意見が過半数を占めたことはありません。基準地震動の問題にしる、火山事象の論点にしる、社会通念を理由に、結論を下すのであれば、こうした世論調査における多数の意見の存在を無視した判断することは許されないはずで

この理屈を否定するとすれば、社会通念なるものは、架空のフィクションであり、裁判所が、自らの判断の正当性を裏付けるために作り出した便法、つま

り、社会通念とは、当該裁判体の裁判官の主観的な意見に過ぎないということになるのではないのでしょうか。

2 地震動や火山事象に関する科学的・専門技術的知見の評価の在り方について

(1) 今回提出しました準備書面(6)においても明らかにしましたが、本件で争点となる火山の関係にしろ、地震の規模の想定の問題にしろ、専門家の間で意見が相違する事項は多数に上ります。

このことは、予想される地震の規模の想定や破局的噴火の危険性に関する予測について、確立した科学的・専門技術的知見は存在していないということの意味します。

規制委や推進本部が採用した考え方に対してすら、科学的・専門技術的な立場からの異論や批判があるということです。

そうだとしますと、本件訴訟におけるこれらの争点を判断するにあたって、その判断基準とすべきことは、当該知見が、汎用性があるかどうかであるとか、規制委が採用しているかどうかではなく、原告らが援用する当該知見の根拠の科学性の如何でなければなりません。

何故なら、予測すべき自然災害の規模は、合理的に予想される最大のものであるとすることが、最高裁が伊方原発行政訴訟で提示した「万が一にも」という規制基準に沿うからであり、福島第一原子力発電所の悲惨極まる事故の教訓を踏まえる限り、規制委の判断や汎用している知見のみに依拠して、原子力発電所の安全性を判断することは許されないからです。

例えば、内陸の長大な横ずれ断層に対する強震動評価に関しては、壇ほか(2011)のモデルが存在する一方で、これを批判する野津厚地震防災研究領域長の見解が存在します。

また、阿蘇カルデラにおける破局的噴火の予測可能性に関しても、阿蘇の地下に大規模噴火を発生させるような大規模なマグマ溜まりがあるとは言えないとする三好(2016)といった見解もある一方で、これを否定する東宮(2016)や下司(2016)の見解も存在します。

(2) これらのいずれの見解が正しいかを判断するにあたって重要なことは、

- ① 事業者側が、自らの主張に反対する見解が科学的根拠に乏しいことを相当の根拠をもって立証することが求められるということ
- ② その当否の判断にあたっては、当該専門家証人の尋問が必須であること
- ③ いずれが正しいのか、判定不能、判定困難な場合には、「科学的、合理的に予想される最大規模」の自然災害に備えるべきであるとの大原則に従って、より規模の大きい災害を予測する見解に従った判断をすべきであること

だということです。

したがって、本件訴訟の今後の審理にあたっては、これらの原則を是非とも遵守すべきだと思料いたします。

3 本件訴訟の争点について

原告らとしては、本件訴訟の争点は、

- ① 法的判断枠組み、立証責任の如何
- ② 地震動
- ③ 火山事象

であると考えます。

なお、避難計画の問題については、現行規制基準の不合理と基礎づける事情として、今後も主張していくつもりです。

4 おわりに

本件訴訟は、500名を超える大分県民が、原告として参加するという大規模なものとなっています。

そして、その背後には、伊方原発の再稼働に不安を感じている少なくとも数万の県民がいるのです。

本件訴訟の今後の審理にあたっては、こうした県民の声を正面から謙虚に受けとめ、専門家証人の尋問等の採用をはじめとする審理を尽くすべきであることを申し述べて意見陳述とします。

以上

